

第 6127 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 1月28日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 住宅借入金等特別控除等の適用誤り

Q：先日、会計検査院が国税庁に対して、住宅借入金等特別控除に係る申告誤りが多く見受けられるとする指摘をしたとの報道がありました。どのような内容だったのですか？

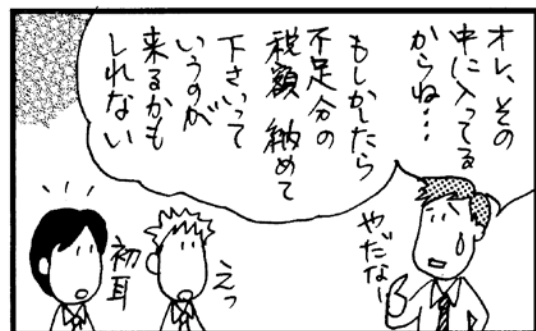
A：次のような内容でした。

【解説】

国税庁では、会計検査院の指摘を受けて申告書の見直しを行ったところ、以下の誤りが平成25年分から平成28年分までに約1万4,500人あったとしています。

是正を要すると見込まれる納税者に対しては、所轄の税務署から、申告内容を今一度見直してもらい、申告誤りのあった内容の是正と不足分の税額の納付を行ってもらうことをお願いしているとしています。

- ①(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例について、合わせて適用を受けた場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額の計算誤り
- ②(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と居住用財産を譲渡した場合などの譲渡所得の課税の特例との重複適用
- ③贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例のうち、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例の適用における所得要件の確認もれ



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】